

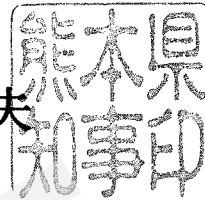
許可番号 第04355009356号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 名 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号
株式会社こっこー
代表取締役 楨岡 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和5年(2023年)12月13日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)12月12日

1. 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（特定有害産業廃棄物の種類については別表参照）	（特記事項）	積替 保管
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	—	—
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）	—	—
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）	—	—
廃水銀等	—	—
廃石綿等	—	—
銻さい（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
ばいじん（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
汚泥（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃油（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃酸（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃アルカリ（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 令和5年(2023年)12月13日付けで新規許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

「無」

備考

(別表)

有害物質 \ 特定有害産業廃棄物の種類	鉍 さい	ば い じん	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ
アルキル水銀化合物	—	—	—	—	—	—
水銀又はその化合物	○	○	○	—	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	—	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	—	○	○
有機燐化合物	—	—	○	—	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	—	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	—	○	○
シアン化合物	—	—	○	—	○	○
トリクロロエチレン	—	—	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	—	—	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	○	○	○	○
チウラム	—	—	○	—	○	○
シマジン	—	—	○	—	○	○
チオベンカルブ	—	—	○	—	○	○
ベンゼン	—	—	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	—	○	○
1, 4-ジオキサン	—	○	○	○	○	○
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの